

令和5年度

自動車公正競争規約 「中古車の支払総額表示」 説明会

中古車の支払総額表示について

Ju

自動車公正競争規約

中古車の支払総額表示について

令和5年10月1日から
中古車の**支払総額**表示が義務化されます

自動車公正取引協議会
中古車の「支払総額」の表示に関する特設ページ

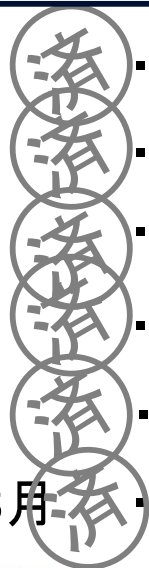


一般消費者に直接販売する目的で展示する中古自動車への表示

2021年

2022年

2023年



- ・消費者アンケート実施
- ・事業者アンケート実施
- ・自動車関係団・会員事業者・情報誌に意見聴取
- ・中古車部会にて規約改正案検討
- ・理事会総会承認
- 3月・消費者庁・公正取引委員会認定・承認

▶▶▶ (周知・移行準備期間) ◀◀◀

10月・改正規約・施行規則 施行

規約・規則改正の背景

大手販売店等の中古車販売の問題点を解決するための対応

| 問題点 | 対応 |
|--|--|
| (1)「不当な価格表示」の常態化 安価な車両価格を表示、実際には表示価格で購入できない | (1) 中古車規約・規則の改正 ① 販売価格の表示を「支払総額」に変更 ② 定期点検整備の表示を「整備付き」、「整備なし」に変更 ③ 不当表示に関する規程の見直し ④ 規約違反措置基準の改正(厳格化) |
| (2)「不適切な販売行為」の横行 安価な車両価格でユーザーを集客し、商談時に「保証」や「整備」の購入を強制 | |
| (3)「不適切な諸費用」の請求 | (2) 諸費用の適正化 不適切な諸費用(「納車準備費用」等は、請求できないこと)の明確化 |

消費者へのアンケートでは、
「支払総額表示を希望する」との回答が**約90%**となっています。

定義について-1

「**支払総額**」= ①「**車両価格**」+ ②「**諸費用**」

- ①「**車両価格**」に当該中古車を購入する際に最低限必要な
- ②「**諸費用**」を加えた価格

前提条件:一定条件下(同一水準)での価格表示

登録の時期や地域等一定の条件を付した価格である旨を表示

- ・ 「●月現在」、「県(管轄)内登録」、「店頭納車」、「下取車なし」等
- ・ 販売店の管轄の運輸支局等で登録(届出)し、店頭納車の場合の価格のため、県外登録の場合や、店頭以外の場所に納車する場合、お客様の要望に基づきオプション等を付けた場合は、別途費用が発生

〔 遠方のお客様への販売、下取の要望、有償オプション等の対応は可能

例: 県外登録、下取車あり、保証、ボディコーティング、指定場所への納車 等 〕

定義について-2

「支払総額」= ①「**車両価格**」+ ②「**諸費用**」

- ①「**車両価格**」に当該中古車を購入する際に最低限必要な
- ②「**諸費用**」を加えた価格

①「**車両価格**」とは

- 店頭において、車両を引渡す場合の消費税を含めた現金価格で、展示時点で既に装着済みの装備等(ナビ、オーディオ、カスタムパーツ等)を含む価格をいう
- 中古車の価格・品質に重要な影響を及ぼす「定期点検整備」及び「保証」を付帯して販売する場合、その費用は「車両価格」に含める

※原則として、販売条件(お客様に選択権がなく付帯しないと売らない)となるものは車両価格に含めなければなりません

定義について-3

「支払総額」= ①「車両価格」+ ②「諸費用」

- ①「車両価格」に当該中古車を購入する際に最低限必要な
- ②「諸費用」を加えた価格

②「諸費用」とは

- 税金、保険料、登録に伴う費用をいう

検査登録手続き、車庫証明手続き、自動車税種別割(未経過相当額含む)、環境性能割、自動車重量税、自賠責保険料(未経過相当額含む)、リサイクル預託金相当額(車両価格に含めることも可)

※「任意保険料」、「希望番号申請費用」、「リサイクル料金」、「下取車諸手続代行費用」、「査定料」、「管轄外登録費用」、「納車費用」は諸費用として正しいですが、支払総額に含めて表示することはできません。

定義について-4

「諸費用」として「**不適切な費用**」(請求できないもの)

車両価格に含めて表示

1. 販売店が中古車を販売するにあたり、当然行うべき作業にかかる費用
 - ▶「**納車準備費用**」、「**納車点検費用**」、「**納車整備費用**」、「**通常仕上げ費用**」、「**洗車**」、「**クリーニング**」、「**ワックスがけ**」等の費用
2. 納車前の最低限必要な点検・軽整備や、販売店が必ず実施する軽整備の費用、必ず付帯して販売する場合の「**保証費用**」や「**定期点検整備費用**」
 - ▶「**納車準備費用**」、「**納車点検費用**」、「**納車整備費用**」、「**納車前点検**」、「**オイル、バッテリー交換**」等の軽整備の費用等
 - ▶保証や定期点検整備の実施が条件である場合のその費用
3. その他、本来販売する中古車の「**車両価格**」に含まれるべき性質のもの
 - ▶「**土日祝納車費用**」、「**利益**」、「**販売手数料**」、「**オークション陸送費**」、「**広告掲載料**」等の費用

名称の如何を問わない

過去に受けた行政指導

「諸費用」の適正化

通
商
産
業
省
通
達

- 販売価格(車両)でカバーされていないものについて徴収する費用は、法定費用及び人件費交通費等で直接当該業務の実施に必要とされる直接経費に限ること
- 一括徴収はせずに「登録」、「納車」、「車庫証明」、「下取」、「査定」の各項目に区分し、経費を明らかにすること
- 各種手数料(代行費用)の算定は、各社の実情による合理的な積算によることとし、購入者に十分説明しうる適正額とすること(例:アワーレート等で算出)

※通達:S47, S52, S60

現行規約からの変更点-1

定期点検整備の有無について

【現行】

①「定期点検整備あり(済)」

・・・定期点検整備費用は販売価格(車両価格)に含めて表示

②「定期点検整備あり(納車時)」

・・・ア:定期点検整備費用が価格に含まれる場合その旨を表示

・・・イ:定期点検整備費用が価格に含まれない場合、その旨及び定期点検整備費用の額を表示

③「定期点検整備なし」

【改正後】

①「定期点検整備つき」

・・・定期点検整備費用は車両価格に含めて表示
(注釈で定期点検整備費用がその内いくらであるか記載することは可能)

②「定期点検整備なし」

※別途有償で定期点検を請負う場合は、「定期点検整備なし」と表示し「オプション」付帯とする

現行規約からの変更点-2

罰則強化

- Web広告、チラシ、店頭プライスボードを見たお客様が・・・

お客様:「この総額表示で買いたい」

販売店:「延長保証、コーティング、メンテパックは付けていただかないと販売できませんし、納車準備費用も別途必要です。環境性能割もこれから計算しますので追加になります。」

規約違反



一定の条件下の支払総額でお客様が購入したいといったのに、「延長保証」「コーティング」「メンテパック」等のオプションを強制したり、「納車準備費用」「納車整備費用」等、名称の如何を問わず商品化のための費用(経費)を別途購入条件として請求した場合は規約違反となります。

警告、嚴重警告、違約金100万(2回目500万)

〔 不当表示:表示された販売価格では実際に購入できないにもかかわらず、購入できるかのように誤認されるおそれのある表示 〕

プライスボード表示例-1

1. 展示車 (プライスボード)

1) プライスボードの表示例

① 販売価格 (支払総額) の表示

- ア. 購入の際に最低限必要な全ての費用を含めた価格を「支払総額」の名称で表示
- イ. 内訳として「車両価格」及び「諸費用」を表示
- ウ. 「支払総額には保険料、税金、登録等に伴う費用等が含まれている」旨を表示
- エ. 支払総額は「登録の時期や地域等一定の条件を付した価格である」旨を表示

② 初度登録 (届出) 年月の表示

- ・登録車は初度登録年月、軽自動車は初度検査年を表示

③ 車名及び主な仕様区分

- エンジン排気量、ボディタイプ、グレード、ミッションタイプ等、その車両を特定するための情報を表示

④ 定期点検整備実施の有・無を表示

- ア. 納車時までに定期点検整備を実施して販売する場合、定期点検整備費用を「車両価格」に含めて、「定期点検整備付き」と明瞭に表示
- イ. 定期点検整備を実施しない場合、「定期点検整備なし」と明瞭に表示
- 要整備箇所がある場合、その旨を表示

⑥ 走行距離数の表示

- ・走行距離計に示されたキロ数を表示
- ・走行距離数に疑義がある場合は、「？」の記号と推定できる数値がある場合は推定キロ数、推定できる数値がない場合は「不明」と表示
- ・走行距離計が改ざんされている場合は、「改ざんされている」旨を表示
- ・走行距離計が交換されている場合は、走行距離計が交換されている旨及び交換前・後のキロ数を表示

| | |
|---|--|
| 初年度登録 (納車) 年月 ② 2018 (H30) 年7月 | 車名及び主な仕様区分 ③ スカーレット 1.3X 1300CC CVT |
| 支払総額 99.8 万円 | |
| 車両価格 90.0 万円 諸費用 9.8 万円 | |
| ④ 定期点検整備付き ★24ヶ月点検整備 ★記録簿が交付されます。 定期点検整備費用を車両価格に含みます。 | |
| ⑤ 保証付き 1年間走行無制限 コンフォート保証 ★保証内容については別途ご確認ください | |
| ⑥ 走行距離数 59千 km | ⑦ 修復歴 なし |
| ⑧ 車種 自家用 | ⑩ 車検有効期限 検なし |
| ナビ付 | |
| 一般社団法人 自動車公正取引協議会 会員店 公取協会登録番号 0123456789 コートリモーターズ | |

⑦ 修復歴の有・無の表示

- ・車両の骨格に当たる部位の修正及び交換歴がある場合「有」、その他の場合は「無」と表示

⑧ 自家用、営業用、レンタカー、その他の使用歴を表示

⑪ 自動車リサイクル料金の表示

- ア. 預託済の場合
→「預託済である旨及びリサイクル預託金相当額が含まれている」旨を表示
- イ. 未預託の場合
・「未預託である旨及び廃棄時にリサイクル料金の支払いが必要である」旨を表示

⑤ 保証の有・無を表示

- ・保証に要する費用が現金価格に含まれる場合は「保証付き」、それ以外の場合は「保証なし」と明瞭に表示
- ・「保証付き」の場合、「保証内容」、「保証期間又は保証走行距離数」を明瞭に表示

⑩ 自動車検査証の有効期限の表示

- ・車検の有効期限の年月日を表示

⑨ 前使用者の点検整備記録簿の有・無の表示

- ・展示時点から過去2年以内に定期点検整備が行われ、その点検整備記録簿が展示車両に備え付けられている場合「有」、その他の場合「無」と表示
- ・「有」の場合、定期点検整備の内容を付記

プライスボード表示例-2

定期点検整備実施状況

| | |
|--|--|
| 最新年度納税(納税)年月 2018 (H30) 年7月 | 車名及び 主な 仕様区分 スカーレット 1.3X 1300CC CVT |
| 支払総額 99.8 | 車両価格 90.0 万円 |
| | 諸費用 9.8 万円 |
| 万円 | |
| <small>★200円現在、納付書、店頭納車の場合の価格です。 ★お客様の要望に基づくオプション等の費用は、含まれていません。 ★支払総額には、消費税、税金(法定費用含む)、リサイクル料金(納税)等が含まれています。 ★登録手数料(代行費用及び車庫証明手数料代行費用)等、購入の際に必要な全て費用が含まれています。</small> | |
| 定期点検整備付き 定期点検整備費用を車両価格に含みます。 | 保証付き 1年間走行無制限 コンフォート保証 |
| 走行距離 59千 km | 車庫証明有効期限 なし |
| 納税履歴 なし | 車庫証明の有無 なし |
| 納税用途 自家用 | 車庫証明の有無 なし |
| ナビ付 | |
| 一般社団法人自動車公正取引協議会 会員店 公道協会登録番号 0123456789 | |
| コートリモーターズ | |

■定期点検整備付き ★24ヶ月点検整備
★記録簿が交付されます。
定期点検整備費用を車両価格に含みます。

■定期点検整備なし ★車両状態を表示した書面
で部位・状態を確認して
ください。
要整備箇所があります。

「定期点検整備付き」又は
「定期点検整備なし」の
いずれかを、明瞭に表示

- ① 「定期点検整備」を実施する(かつ、整備費用が「車両価格」に含まれている)場合は、「定期点検整備付き」と表示
- ② 「定期点検整備」を実施しない(整備を実施しなくても販売することができることを前提に、実施する際は別途有償となる)場合は、「定期点検整備なし」と表示(要整備箇所がある場合は、その旨を表示)

プライスボード表示例-3

保証

| | |
|---|--|
| ■初年度登録 (検査) 年月 2018 (H30) 年7月 | ■車名及び 主な 登録区分 スカーレット 1.3X 1300CC CVT |
| 支払総額 | 車両価格 90.0万円 |
| | 諸費用 9.8万円 |
| 99.8万円 | |
| <small>★XX円税込、明内消費税、店頭納金の場合の価格です。 ★お客様の要望に基づくオプション等の費用は、含まれていません。 ★支払総額には、消費税、税金 (法定費用含む)、リサイクル廃棄金(登録料、登録等に伴う費用 (検査・登録手数料代行費用及び車庫証明手数料代行費用) 等、購入の際に必要な全て費用が含まれています。 ★リサイクル料金 廃止済み。</small> | |
| ■定期点検整備付き <small>★24ヶ月点検整備 ★記録簿が交付されます 点検整備費用を車両価格に含まれています。</small> | ■保証付き <small>★保証内容については 保証書をご確認ください</small> |
| 1年間走行無制限 コンフォート保証 | |
| 距離数 59千 km | ■車庫状態 なし ■車庫使用 自家用 ■車庫保証有効期間 様なし ■前使用者の 点検整備記録簿 なし |
| ナビ付 | |
| 一般社団法人 自動車公正取引協議会 会員店 公取協会員番号 0123456789 フォトリモーターズ | |

「保証付き」か「保証なし」のいずれかを、明瞭に表示

「保証付き」の場合、「保証内容」、「保証期間・走行距離数」を、明瞭に表示

■保証付き 1年間走行無制限
コンフォート保証

★保証内容については保証書をご確認ください

■保証なし

- ① 「保証」を付ける(かつ、保証費用が「車両価格」に含まれている)場合は、「保証付き」と表示
- ② 「保証」を付けない(保証無でも販売することを前提に、保証を付ける際は別途有償保証となる)場合は、「保証なし」と表示

プライスボード表示例-4

注意点

注意

「保証付き」といっても、その内容は千差万別。
保証内容について誤認させる場合は、「不当表示」となります!!

実際には「エンジンのみ保証」など、保証内容や保証対象部位が一般的な中古車保証に比べて著しく限定されている場合など、保証内容に特別な制限があるにもかかわらず、その旨を明瞭に表示しない場合は、保証内容について、実際のものよりも有利であるかのように誤認されるおそれのある「不当表示」に該当します。

×

■保証付き 1年間走行無制限
★保証内容については 部分保証
保証書をご確認ください

○

■保証付き 1年間走行無制限
★保証内容については エンジンのみ対象
保証書をご確認ください

- 「定期点検整備実施の有無」や「保証の有無」及び「保証付きの場合の保証内容（保証期間、走行距離）」等は、中古車の価格や品質に係る重要事項
- 同じ「支払総額」でも、定期点検整備「付き」か「なし」、保証「付き」か「なし」、また、保証付きの場合の「保証内容」等の違いは、消費者の商品選択に大きな影響を及ぼす
- 「定期点検整備実施の有無」や「保証の有無」及び「保証内容」は、「支払総額」の表示の近接箇所等に、積極的かつ明瞭に表示

オプションを含んだ「支払総額」表示例

プライスボードの表示

支払総額 162万円※

車両価格 150万円 諸費用 12万円

初度登録2019年4月 走行距離1.8万km・・・

※支払総額には、保険料、税金(法定費用含む。)、登録等に伴う費用(検査登録手続代行費用、車庫証明手続代行費用)、リサイクル預託金相当額等、購入の際に必要なすべての費用が含まれております。

※支払総額は、7月現在、県内登録(届出)で店頭納車の場合の価格です。お客様の要望に基づくオプション等の費用は別途申し受けます。

POPの表示

メンテナンスパック付プラン

参考支払総額 167万円※

車両価格 150万円 諸費用 12万円

※お勧めメンテナンスパック5万円を含めたプランです

- 購入の際に最低限必要となる費用を含めた「支払総額」を明瞭に表示した上で、メンテナンスパック等のオプション等の費用を含めた「支払総額」を参考として表示※

※「参考として表示」とは、「購入の際に最低限必要となる費用を含めた「支払総額」の表示と文字の大きさを同等以下にするとともに、配色等にも注意するなど、目立たないように表示すること

- オプションを購入するかどうかは、お客様の選択に委ねるべきものであり、その購入を中古車販売の際の条件とすべきではない
- ただし、オプションを含まない「支払総額」(最低限必要となる費用等を含んだ価格)を明瞭に表示した上で、「参考として」オプション込みの「支払総額」を表示することは可能
- 参考としてオプションを含めた「支払総額」を併記した場合、オプションを含まない「支払総額」との差額を明確にするため、含まれるオプションの内容及び(合計)価格を表示することが必要



Q. 中古車の販売価格は、すべて「支払総額」の表示に変更する必要があるか？

- 広告、店頭展示車、注文書等、すべての販売価格を「支払総額」の表示(内訳として「車両価格」及び「諸費用の額」を表示)に変更してください。

Q. 自賠責保険料や自動車税種別割の未経過相当額は月割りのため、毎月支払総額が変わることになるが、プライスボードも毎月表示内容を変更しなければならないか？

- 適正な情報提供を行うとの観点から、支払総額が変わった時点で速やかに変更してください。
- 展示台数多い等、すぐに変更できない場合も考えられますが、情報誌Webサイト等の掲載価格との相違が発生する可能性があり、「支払総額は●月現在の価格である」旨の表示があったとしても、消費者とのトラブルにつながる可能性がありますので、出来るだけ速やかに変更してください。

Q. 「車両価格」を表示したプライスボードの横に「見積書」を掲示して「支払総額」を表示しているが、「支払総額」を表示したプライスボードに変更が必要か？

- プライスボードに「支払総額」が明瞭に表示され、内訳として「車両価格」及び「諸費用の額」が表示されていない場合は、変更が必要となります。



Q. オークションで仕入れた場合の、会場からの「陸送費」を「諸費用」として請求することは問題ないか？

- オークション会場からの「陸送費」等、中古車の仕入れに要する費用は、「車両価格」に含まれるべきものであり、「諸費用」として別途請求することはできません。

Q. 納車前に「洗車」や「室内クリーニング」を必ず実施しているので、「納車準備費用」や「通常仕上費用」を「諸費用」として請求してよいか？

- 洗車やクリーニングのための費用など、販売の準備行為や中古車の商品化のための作業に要する費用等は、「車両価格」に含まれるべきものであり、「諸費用」として別途請求することはできません。

Q. 「車検なし」の車両を表示する場合は？

- 「車検なし車両を販売する場合は、車検を取得し購入者名義に登録をする場合の価格を表示することが必要です。その上で、商談時に登録手続代行費用の要否を確認し、不要なお客様に販売する際は、当該費用を差し引いた額を提示するようにしてください。

今後の対応-1

1.【販売店として準備すること】

- ① プライスボード(カード)、作成システムの変更
- ② Webサイトや新聞・チラシ広告等の表示内容の変更
- ③ 中古車情報誌・同Webサイトの表示内容変更への対応
- ④ 注文書、同作成システムの変更
- ⑤ 「諸費用」等に関する適切な対応(問題がある場合は見直し、適正化)

【販売店に対する支援】

- 広告、展示車等における「支払総額」の具体的な表示例、「支払総額」の表示に関するFAQ、マニュアル等を作成
- 販売店が「支払総額」の表示に速やかに移行するためのツール「プライスボード作成システム」の作成と提供(6/15~提供)
- 「支払総額」の表示実施に関する消費者向けの「店頭PRポスター」の作成・配布や中古車情報サイトを通じた周知活動等、消費者向けPR活動を実施

今後の対応-2

2.【消費者等への周知】

- ① 中古車の価格表示が「支払総額」に変更となる旨
- ② 中古車購入時は「支払総額」で比較検討することが重要である旨
- ③ 公取協会員は「支払総額」を表示する安心の販売店である旨
- ④ 「保証」や「整備」の購入強制には応じる必要はない旨
- ⑤ 「納車準備費用」等、本来車両価格に含まれるべき費用は支払う必要が無い旨等、諸費用の考え方
- ⑥ YouTube動画によるPR(2022年8月～配信中)
 - ・中古車は「支払総額」で比較して購入するのが安心！(30秒動画)
 - ・「納車準備費用」等は支払う必要はありません！(30秒動画)
 - ・中古車の価格表示は「支払総額」が安心！（バンパー広告6秒動画）

自動車公正取引協議会

「中古車の価格は10月1日より「支払総額」表示に代わります。」ホームページ



今後の対応-3

3.【中古車情報誌(公取協賛助会員)等に対して協力要請】

- ① 各社の広告掲載基準を改正規約・施行規則に合わせて変更(「支払総額」及び内訳として「車両価格」、「諸費用の額」を表示)すること
- ② 「定期点検整備の有無」の表示を「整備付」または「整備なし」とし、「整備別」の表示を廃止すること
- ③ 「保証付き」と表示した場合の「保証期間・保証走行距離」を明確に表示すること
- ④ 表示された価格(「支払総額」及び「車両価格」)で実際に購入できない場合、「不当な価格表示」となることについて、掲載販売店に対して広く周知すること
- ⑤ 「諸費用の考え方」について掲載販売店に対し周知・啓発するとともに、誌面やサイト面において消費者への周知・啓発すること

中古車の「支払総額」に関するマニュアル(改正中古車規約のポイント)
A4サイズ(本編29頁) 定価500円(税込)

※お求めの方は、JU協会または公取協までご連絡ください。

